

令和7年12月11日

お客様 各位

青い森信用金庫

「青森県東方沖地震被害対策資金」の取扱い開始について

令和7年12月8日発生した、青森県東方沖を震源とする地震により影響を受けた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

青い森信用金庫は、地震被害に遭われた被災者の皆さまを対象に、下記のとおり「青森県東方沖地震被害対策資金」の取扱いを開始いたしますのでご案内いたします。

記

- | | | |
|----------|--|---|
| 1. 取扱期間 | 2025年12月15日(月)～2026年5月29日(金) | |
| 2. 対象者 | 地震により被害を受けた個人、法人および個人事業者 | |
| 3. 資金使途 | 地震被害による災害復旧資金 | |
| 4. 融資金額 | 事業者(法人・個人事業者) | 2,000万円以内 |
| | 個人 | 500万円以内 |
| 5. 融資期間 | 10年以内 | |
| 6. 貸出金利 | 事業者 | 変動金利 当金庫長期貸出最優遇金利を基準とする利率
(信用保証協会利用時は更に△0.30%) |
| | 個人 | 固定金利 1.500% |
| 7. 返済方法 | 毎月元利金均等返済または毎月元金均等返済
(元金据置期間6ヶ月以内) | |
| 8. 保証人 | 事業者： 必要に応じて
(中小企業： 代表者、 個人事業者： 配偶者)
個人： 原則家族保証 | |
| 9. 担保 | 必要に応じて | |
| 10. 必要書類 | 事業者、個人とも罹災状況がわかる写真等又は罹災証明書
個人の場合は上記に加え本人確認書類
その他審査に必要な書類 | |

以上

【お問い合わせ先】

青い森信用金庫 最寄りの本支店

R2025-90

「青森県東方沖地震被害対策資金」の概要

2025年12月10日現在

	事業者向け	個人向け
ご利用いただける方	中小企業および個人事業者の方 次のすべての条件を満たす方 イ. 同一場所で同一業種を3年以上営業している方 ロ. 地震にて被害を受けた当金庫営業区域内の企業及び個人事業者 ハ. 当金庫の審査基準に該当される方	個人の方 次のすべての条件を満たす方 イ. 借入時年齢が満20歳以上の方 ロ. 当金庫の営業地域にお住まい、もしくは勤務されている方 ハ. 現勤務先に2年以上勤務している方 ニ. 当金庫の審査基準に該当される方
お使いみち	災害復旧資金 ・被災に伴う運転資金 ・被災に伴う設備資金	災害復旧資金 次のいずれかの資金（ただし、事業性資金は除く） ・住居の補修、修繕資金 ・自家用車の修理、買替資金
ご融資限度額	2,000万円以内 ・運転資金または設備資金	500万円以内 （前年度年収の範囲内）
ご利用期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	10年以内
ご融資利率 <small>(令和7年12月10日現在)</small>	変動金利：当金庫長期貸出最優遇金利を基準とした利率 ※信用保証協会利用の場合は、さらに0.300%引き下げいたします ※借入期間により金利が異なりますので当庫窓口にお問い合わせ願います	固定金利 年1.500%
ご返済方法	・毎月元利金均等返済または毎月元金均等返済となります （元金据置期間は6ヶ月以内）	・毎月元利金均等返済または毎月元金均等返済となります （元金据置期間は6ヶ月以内） （ボーナス併用返済もできます）
保証人	・必要に応じて ・中小企業：代表者 ・個人事業者：配偶者	原則家族保証
担保	必要に応じて	
お持ち頂く書類	・税務申告書3期分 ・定款 ・現在事項全部証明書 ・納税証明書 ・被害状況を確認できるもの （罹災証明書または写真等） ・その他審査に必要な書類	・運転免許証またはマイナンバーカード ・公的所得証明書（所得証明書等）または源泉徴収票 ・資金使途確認書（見積書、請求書等） ・被害状況を確認できるもの （罹災証明書または写真等） ・その他審査に必要な書類
お取扱開始日	2025年12月15日～2026年5月29日	

※ 上記以外につきましてもお気軽にご相談下さい。

R2025 - 90

有効期限 2026.5.29